

7 監査公表第 10 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、令和 7 年 8 月 8 日に福岡市長から財政援助団体等監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項並びに福岡市監査基準第 19 条第 1 項及び第 20 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

令和 7 年 11 月 27 日

福岡市監査委員	大 森 一 馬
同	池 田 良 子
同	高 木 三 郎
同	千々松 英 樹

1 監査報告と措置の件数

7 監査公表第 4 号（令和 7 年 2 月 27 日付 福岡市公報第 7124 号(別冊 2)公表）分
… 1 件

2 講じた措置の内容

別紙のとおり

【目次】監査結果に対する措置状況（令和6年度-第1期-財政援助団体等監査）

No. 〈年度-監査種別-期- 事務/工事-通し番号〉				公表日	報告書	対象局区等	対象課	結果区分	件名	措置状況	通知日	
年度	種別	期	事/工 番号									
R6	出資団	第1期	工事	1	R7.2.27（第7124号 別冊2）	P.29	経済観光文化局	施設課（一般財団法人福岡コンベンションセンター）	指摘	大気汚染防止法及び石綿障害予防規則を遵守すべきもの〔重点事項〕	措置済	R7.8.8

監査結果に対する措置状況（令和6年度-第1期-財政援助団体等監査）

年度	監査種別	番号	報告書 対象所属				監査の結果 結果区分	内容	措置の状況・市の見解		通知日
			公表日	ページ	局区等	課			措置状況	内容	
R6	出資団体監査	第1期	工事	1	(第7 1 2 4 号 別冊 2)	P 2 9	施設課 （一般財團法人福岡経済観光文化局 指摘）	施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの 大気汚染防止法及び石綿障害予防規則を遵守すべきもの〔重点事項〕 福岡国際会議場外1ヶ所 Wi-Fi設備更新工事〔No.2〕（契約金額2,841万3,000円） 本工事は福岡国際会議場及び福岡国際センターにおけるWi-Fi設備機器の一部を更新する工事である。 「大気汚染防止法」及び「石綿障害予防規則」によると、建築物等の解体又は改修の作業を行うときは、受注者はあらかじめ石綿等の使用の有無を調査するとともに、発注者に対して調査結果を書面にて説明しなければならないこととなっている。 しかしながら、本工事においては、建物の外壁に機器を固定する際に外壁を穿孔する作業を行っているにもかかわらず、塗材に対する石綿等の使用の有無を調査していないかった。 今後は、適正な施工管理に努めるとともに、受注者への指導を徹底されたい。	措置済	今回の指摘内容について令和6年12月に課内会議で周知するとともに、確実な事前調査及び対策等への取組みとして、石綿に関する関連法令等の理解を深め、適切な施工の実施について課内共有を行い、再発防止に努めている。	R7.8.8